

「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」

評 価 基 準

(品質・性能等の評価に関する事項)

令和 8 年版

評価対象材料名
細 目

ガ ラ ス
⑧ 倍強度ガラス

一般社団法人 公共建築協会

評価基準の説明 【ガラス ⑧倍強度ガラス】

1. 評価対象

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（以下「標仕」という。）令和7年版16章14節に規定する倍強度ガラスとし、熱処理に際し同時にガラス質絵具の焼き付けを行ったものは対象外する。

なお、熱線反射倍強度ガラスの評価基準は、「⑨熱線反射ガラス」の評価基準による。

2. 引用している規定

- （1）標仕 令和7年版
- （2）日本産業規格
 - ・ JIS R 3222 : 2023 「倍強度ガラス」

3. 令和6年度版からの主な改定ポイント

- ・ なし

4. 令和7年度版からの主な改定ポイント

- ・ なし

5. その他

- （1）赤字は、令和6年版からの改定箇所を示す。

項 目		品 質 ・ 性 能				備 考	
材 料	材 料 板 ガ ラ ス	フロート板ガラス、磨き板ガラス、熱線吸収フロート板ガラス、熱線吸収磨き板ガラスのいずれかとし、当協会で評価を取得したもの、または JIS 適合表示のあるものとする。					
形 状 ・ 寸 法 ・ 許 容 差	厚 さ の 許 容 差	厚さの呼 び	厚 さ (mm)		許容差 (mm)		
		3 ミリ	3.0		± 0.3		
		4 ミリ	4.0				
		5 ミリ	5.0				
		6 ミリ	6.0				
		8 ミリ	8.0		± 0.6		
		10 ミリ	10.0				
		12 ミリ	12.0		± 0.8		
	一 辺 の 長 さ の 許 容 差	厚さの呼 び	一辺の長さの許容差 (mm)				
			1000mm 以下	1000mm を 超 え 2000mm 以下	2000mm を 超 え 3000mm 以下	3000mm を 超 えた	
		3 ミリ	+ 1 － 2	± 3	± 4	± 4	
		4 ミリ					
		5 ミリ					
		6 ミリ					
		8 ミリ	+ 2 － 3			± 5	
		10 ミリ					
	12 ミリ						
反 り	全体的な反り・部分的な反り	項 目	反 り				
		全体的な反りの場合	3mm/m 以下				
		部分的な反りの場合	0.4mm 以下				
	エ ッ ジ フ ト	厚さの呼び	エッジリフト (mm)				
		3 ミリ～ 5 ミリ	0.5 以下				
		6 ミリ～12 ミリ	0.3 以下				

項 目		品 質 ・ 性 能				備 考
品 質	外 観	ひ び	ないこと。			
		欠 け	幅または長さが、材料板ガラスの厚さ以上のものがないこと。			
		す り き ず	使用上差し支えるものがないこと。			
		泡 の 径	0.5mm 以上 1.5mm 未満	1.5mm 以上 3.0mm 未満	3.0mm 以上	
		泡の個数の 許 容 上 限	5.5 × S	1.1 × S	0	
		異 物 の 径	0.5mm 以上 1.0mm 未満	1.0mm 以上 2.0mm 未満	2.0mm 以上	
		異物の個数の 許 容 上 限	2.2 × S	0.44 × S	0	
		点 状 欠 点 の 密 集 度	径が 1.5mm 以上の泡、および径が 1.0mm 以上の異物については、2 個の泡と泡との間隔、異物と異物との間隔、および泡と異物との間隔が 15cm 未満でないこと。			
		注 1)：この表の計算式において、S は平方メートルを単位とするガラス板の面積であり、個数の許容上限値は S に係数を乗じて得た値の小数点以下を切り捨てた整数値とする。ただし、ゼロとなる場合は、小数点以下を切り上げて 1 とする。				
	破 片 の 状 態	5 枚の供試体を用いて破砕試験を行い、次による。 1. 破片を構成する少なくとも 1 か所のエッジが、ガラス周辺の除外領域に達していなければならない。 2. 破片を構成するエッジの全てが周辺の除外領域に達していない場合は、100mm ² 以上の破片（以下「島状破片」という。）および 100 mm ² 未満の破片（以下「粒状破片」という。）について測定し、次の表による。ただし、除外領域を含む島状破片については、測定対象としない。				
適用する供試体数		破片の個数		破片の質量		
5 枚の供試体中、 少なくとも 4 枚		島 状 破 片 の 個 数 は、2 個以下		島状破片の合計は、1000mm ² の面積に相当する質量以下とする。 粒状破片の合計は、5000mm ² の面積に相当する質量以下とする。		
5 枚の供試体中 1 枚だけがこれらに適合しない場合には、次の項目に適合しなければならない。 ・ 島状破片の個数は、3 個以下とする。 ・ 島状破片と粒状破片との合計の質量は、50000mm ² の面積に相当する質量以下とする。						
表 面 圧 縮 応 力 (MPa)	20～52					
試験方法	*サンプリングの方法 1. 供試体は、JIS R 3222 の「8.1 供試体」による。 2. 供試体の厚さは、製品の最大厚と最小厚とする。 3. JIS に規定されていない場合の供試体の数は、各々3 枚とする。					
	*試験の実施 1. 厚さの測定および辺の長さの測定は、JIS R 3222 の「8.6 寸法の測定」による。 2. 反りの測定は、JIS R 3222 の「8.7 反りの測定」および「8.8 エッジリフトの測定」による。 3. 外観試験は、JIS R 3222 の「8.2 外観試験」による。 4. 破砕試験は、JIS R 3222 の「8.3 破砕試験」による。 5. 表面圧縮応力の測定は、JIS R 3222 の「8.4 表面圧縮応力の測定」による。					